

広島県告示第五百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第一項の規定によつて、生活保護法による介護を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十三年五月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| 事業者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定年月日 |
|--------------------------|--|--------------------------------------|--|----------------|
| 社会福祉法人 呉市社会福祉 協議会 | 呉市本町九番二一 号すこやかセンタ ーく れ別館二階 | 呉さざなみ苑訪 問介護事業所 | 呉市音戸町高須三 丁目七番一五号 | 平成二三年 一〇月一日 |
| 社会福祉法人 新生福祉会 | 尾道市瀬戸田町林 一 二八八番地六 | 楽生苑訪問介護 事業所 | 尾道市瀬戸田町林 一 二八八番地六 | 平成二三年 四月一日 |
| 医療法人社団み のり会 | 府中市元町四三番 地 一 | 医療法人社団み のり会介護療養 型老人保健施設 みのり | 府中市元町四三番 地 一 | 平成二三年 四月一日 |
| 社会福祉法人三 次市社会福祉協 議会 | 三次市十日市東三 丁目四番一号 | デイサービスセ ンターみよし | 三次市日下町一四 三 番地一 | 平成二三年 五月一日 |
| 医療法人社団聖 仁会 | 庄原市西本町二丁 目一五番二一 号 | グループホーム ボレロの家 | 庄原市三日市町二 四 〇番地一 | 平成二三年 四月一日 |
| 医療法人社団聖 仁会 | 庄原市西本町二丁 目一五番二一 号 | 通所介護りんど う東 | 庄原市三日市町二 四 〇番地一 | 平成二三年 五月一日 |
| 医療法人社団博 愛会 | 東広島市西条町土 与 丸一二三三番地 | 木阪病院 | 東広島市西条町土 与 丸一二三三番地 | 平成二三年 五月一日 |
| 医療法人社団聖 流会 | 廿日市市新宮二丁 目 一番一五号 | ヘルパーステー ションきらり | 廿日市市新宮二丁 目 一番一五号 | 平成二三年 四月一日 |
| 株式会社ヘル パースステーショ ン愛 | 呉市三条一丁目二 番 五―三〇三号 | 訪問看護ステー ション愛 | 江田島市大柿町飛 渡 瀬五六三番地五 | 平成二三年 四月一日 |
| 株式会社SKD Y | 江田島市沖美町三 吉 四五六番地一三三 三 高ビル一〇一 号室 | さくら・介護ス テーション三 高 | 江田島市沖美町三 吉 四五六番地一三三 三 高ビル一〇一 号室 | 平成二三年 四月一日 |
| 有限会社スマイ ル | 広島市西区明神二 丁 目八番四号 | ヘルパーステー ショングリーン ヒルズ | 安芸郡府中町茂陰 二 丁目一〇番二一 号 | 平成二三年 一月一日 |